



石川労働局発表
平成 30 年 8 月 10 日(金)

(照会先)

石川労働局労働基準部
 監督課長 米村 祐規
 監察監督官 河野 英俊
 電話 076-265-4423
 FAX 076-265-4431

報道関係者 各位

石川労働局における石綿関連文書の誤廃棄について公表します

石綿関連文書のうち、一部の文書については常用（永年保存）としていますが、今般、石川労働局（局長 まつたけ やすお 松竹 泰男）において、その一部が誤って廃棄されていることが確認されましたので、その概要をお知らせします。

文書を誤廃棄した関係者の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後誤廃棄が生じることのないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 経緯

石綿関連文書については、平成 27 年 12 月 18 日付けで、本省から常用（永年保存）とすべき石綿関連文書の範囲が具体的に示されるとともに、誤廃棄が生じることのないよう、常用（永年保存）とする石綿関連文書については、独立した行政文書ファイルとして編綴すること、「常用」である旨を標示すること、専用の棚に保管するなど他の行政文書ファイルと混在しないように注意することとされたところです。

しかしながら、平成 30 年において、情報公開請求等を端緒に、一部の労働局で常用（永年保存）とするべき行政文書が誤って廃棄されていたことが確認され、本省から改めて各労働局における石綿関連文書（常用であるものに限る）の保存状況を調査するよう指示があり、当局において調査した結果、誤って廃棄されている石綿関連文書があることが確認されました。

2 誤廃棄が確認された石綿関連文書の概要

今回の調査により、平成 27 年度以降に新たに誤廃棄されていることが確認された石綿関連文書（常用であるものに限る）は、下表のとおりです。

文書種類	誤廃棄数
監督復命書	1

3 誤廃棄が生じた原因

平成 27 年に常用（永年保存）とすべき石綿関連文書について、誤廃棄が生じることのないよう本省からなされた指示に基づく対応が全ての関係職員に徹底されず、常用（永年保存）とするべき石綿関連文書を、常用（永年保存）ではない他の行政文書ファイルと混在する状態で編綴していたことが誤廃棄の原因と考えられます。

4 再発防止の徹底

常用（永年保存）するべき石綿関連文書の誤廃棄が二度と生じることのないよう、改めて平成 27 年 12 月 18 日付けの指示に基づく対応を石川労働局管内のすべての労働基準監督署に徹底するため、石川労働局の担当官が全署に赴き、再発防止の指導を実施いたします。また、関連する全ての職員に対し、継続的に研修等の機会を通じて指導を行い、適正な管理を徹底してまいります。